

4 警報設備等

1) 非常警報設備

基本となる考え方

【視覚障害者・聴覚障害者への非常警報の必要性】
 火災など緊急の事態が発生したとき、現行の消防法では、自動火災報知設備・放送設備・非常警報・避難口誘導灯などが規定されているが、視聴覚障害者等に対しては必ずしも確かな情報伝達ができる手段とはいえない。視聴覚障害者等が入所、利用する病院・社会福祉施設等ではもとより、不特定かつ多数の利用に供する旅館・ホテル・百貨店等では、緊急情報や避難情報の伝達に関して視聴覚障害者・聴覚障害者等に十分に配慮した施設づくりと人的サポート望ましい。

警報装置

- 警報装置は、光及び音により非常事態の発生を告げる装置とし、自動火災報知装置と連動させる。
- 就寝中のバイブレーター等の触覚(振動)による伝達の併用や、弱視者への補助手段としてキセノンランプ等による伝達も有効である。
- 避難路には、視覚障害者や聴覚障害者の自力避難を助けるための点滅誘導灯や誘導音響装置を設置する。光走行式避難誘導も避難方向を示すのに有効である。
- 非常用構内通報機・警報機：緊急事態の発生を伝達するため、内線電話機や居室内テレビの同軸ケーブル等を利用し、音声やテレビ画面により全施設内一斉に通報や警報ができるシステムのことをいう。両者とも宿泊施設等での利用が有効である。

障害者別非常警報等一覧表

	緊急事態発生事実の伝達							避難情報等の伝達				避難方向の伝達			
	非常ベル	自動式サイレン	自動音声警報	バイブレーター	キセノンランプ	磁器ループ等	非常用構内通報機等	非常放送	自動音声警報	非常文字表示	磁器ループ等	点滅型誘導灯	誘導音響装置付誘導灯	光走行式誘導灯	視覚障害者誘導用ブロック
視覚障害者	●	●	●	●	●		●	●	●			●	●	▲	●
聴覚障害者				●	●	▲	●			●	▲	●		●	

●:視覚又は聴覚障害者全般に有効 ▲:弱視又は難聴者に有効

2) スイッチ・コンセント類

基本となる考え方

障害者などが自ら操作して、利用するスイッチ及びコンセント類の高さは、腰掛けた状態で手の届く範囲に設置し、形状・構造は操作しやすいものと

- スイッチ・コンセント類は、高さ40cm～110cm程度の範囲内に納める。
- 操作部分は、複雑なものは避けて、大きく押しやすい形状のものとし、軽い力で指先以外でも操作できるものとする。また、夜間でもその位置がわかるよう配慮する。
- 必要に応じて、点字による標示をし、また壁との色彩の対比を明確にする。

